

平成27年5月

京都市中央卸売市場第二市場の概要について

1 沿革

明治42年7月に南区九条仏現寺町に設立された「京都市立と場」が前身で、昭和44年10月、中央卸売市場法（現卸売市場法）に基づき、と畜場を併設した食肉専門の中央卸売市場として全国で9番目に開設した。平成21年に京都市と畜場開設100周年、卸売市場開設40周年を迎えた。

現在、食肉の中央卸売市場を開設しているのは、京都市のほか、仙台市、さいたま市、東京都、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市の計10自治体である。

2 機構

卸売会社が1社（京都食肉市場株式会社）、買受人として売買参加者が269名（H27.4.1現在）、買受人団体が1団体（京都食肉買参事業協同組合）、第二種関連事業者が銀行1行（京都銀行）、格付機関が1団体（社団法人日本食肉格付協会）となっている。

3 役割

当市場は、京都市及び周辺地域の食肉流通の要として、安全で安心な食肉を安定供給することを目的としており、生産者の出荷拠点、取引の適正化、公正な卸売価格の形成などの役割を担っている。

4 業務内容

牛・豚の入荷、と畜解体、せり等の業務は、卸売業者（京都食肉市場株式会社）が行っている。京都市は、市場の開設者の立場から、これらの業務が法律等に則して適切に行われているか等を中心に、卸売業者や関連事業者の指導監督や施設使用料の徴収、更に、と畜場の機械類等を含めた施設の維持管理を行っている。